

山梨県市町村総合事務組合からのお知らせ

「交通災害共済」は 令和7年度を最終募集とし 廃止となります

— 交通災害共済見舞金請求について —

共済加入期間中に、不幸にして交通事故にあわれた場合は、**交通事故発生日から2年以内**に必ず請求してください。

請求期間は交通事故が発生した日の翌日から2年以内です。

〈例〉

令和7年3月31日に交通事故にあわれ、医師の治療を受けられた方の交通災害共済見舞金の請求期限は、令和9年3月31日までです。

※請求期限日が市役所・町村役場が休みの場合は、休みの前日までです。

当制度への長期にわたるご支援、ご協力に感謝申し上げますとともに、
制度廃止についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

詳しくは、お住まいの市役所・町村役場の交通災害共済担当課窓口または、
山梨県市町村総合事務組合(TEL:055-235-3237)まで、お問い合わせください。